知多中部広域事務組合告示第12号

知多中部広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年知多中部広域事務組合規則第3号)第2条の規定に基づき、半田斎場における令和7年1月1日から令和7年12月31日までの休業日を次のように定める。

令和6年12月2日

知多中部広域事務組合 管理者半田市長 久 世 孝 宏

1月	(1日)	2日	8日	14日	20日	26日	30日
2月	5日	11日	17日	23日	28日		
3月	6日	12日	18日	24日			
4月	3日	9日	15日	21日	27日		
5月	2日	8日	14日	20日	26日	30日	
6月	5日	11日	17日	23日	27日		
7月	3日	9日	15日	21日	27日		
8月	2日	8日	14日	20日	24日	30日	
9月	5日	11日	17日	22日	28日		
10月	4日	10日	16日	26日			
11月	1日	7日	13日	19日	24日	30日	
12月	6日	12日	18日	23日	29日		

備考:上記の休業日にかかわらず、他の法令に基づく火葬執行はこの限りでない。